

2022年5月6日

株主各位

東京都品川区北品川五丁目9番11号  
ソーバル株式会社  
代表取締役社長兼最高経営責任者 推津 敦

「第40回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2022年4月28日付でご送付いたしました、当社「第40回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に、一部訂正すべき事項がございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正させていただきます。

記

訂正箇所および訂正内容（訂正箇所には下線を付しております。）

「第40回定時株主総会招集ご通知」 21頁

添付書類 事業報告（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

4. 会社役員に関する事項

(4) 取締役及び監査役の報酬等

訂正前	訂正後
<p>(4) 取締役及び監査役の報酬等</p> <p>① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項</p> <p>当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会の決議により定めております。当該決定方針においては、当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水</p>	<p>(4) 取締役及び監査役の報酬等</p> <p>① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項</p> <p>当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会の決議により定めております。当該決定方針においては、当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水</p>

準とすることを基本方針としています。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての月例の基本報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給していません。また、報酬限度額は、株主総会の決議により決定されており、その限度額の範囲内において取締役会（含代表取締役一任）において、各人への配分を決定しております。

なお、後記③に記載したとおり、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任を受けた者は、その報酬について、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、使用人の給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容が、決定方針に沿ったものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(以下省略)

準とすることを基本方針としています。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての月例の基本報酬および退職慰労金で構成しており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給していません。また、報酬限度額は、株主総会の決議により決定されており、その限度額の範囲内において取締役会（含代表取締役一任）において、各人への配分を決定しております。役員退職慰労金については、株主総会での決議を前提に、当社の役員退職慰労金規程の定めに基づき職務、在任年数等に応じて算定しております。

なお、後記③に記載したとおり、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任を受けた者は、その報酬について、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、使用人の給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容が、決定方針に沿ったものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(以下省略)

以上